

第4 その他

1 郵送による申請及び電子政府の総合窓口（e-Gov）の活用について

(1) 概要

職業紹介事業に係る諸手続については、関係書類を郵送でも受け付けています。郵送で行う場合は、書類の不備や記載漏れがないよう、提出前によくご確認の上、郵送事故の防止のため、簡易書留等、必ず配達記録が残る方法で郵送してください。

また、電子政府の総合窓口（以下、「e-Gov」という。）より電子申請も可能となっており、ご自宅や職場のパソコンから申請・届出等の手続ができます。サイト内の「ご利用ガイド」においてパソコンのセットアップ情報等をまとめているので、電子申請についてご検討ください。

○ e-Gov

<https://www.e-gov.go.jp/help/guide/>

(2) 電子申請対応している手続

電子申請対応している職業紹介事業に係る申請・届出手続は以下のとおりです。

- ① 有料職業紹介事業の許可
- ② 無料職業紹介事業の許可
- ③ 有料職業紹介事業の許可の有効期間の更新
- ④ 無料職業紹介事業の許可の有効期間の更新
- ⑤ 有料職業紹介事業に係る届出制手数料の額の届出
- ⑥ 有料職業紹介事業に係る届出制手数料の額の変更
- ⑦ 有料職業紹介事業の許可証再交付申請
- ⑧ 無料職業紹介事業の許可証再交付申請
- ⑨ 有料職業紹介事業の変更の届出
- ⑩ 無料職業紹介事業の変更の届出
- ⑪ 有料職業紹介事業の変更の届出及び許可証の書換
- ⑫ 無料職業紹介事業の変更の届出及び許可証の書換
- ⑬ 有料職業紹介事業の取扱職種の範囲等の届出
- ⑭ 無料職業紹介事業の取扱職種の範囲等の届出
- ⑮ 有料職業紹介事業の廃止の届出
- ⑯ 無料職業紹介事業の廃止の届出
- ⑰ 有料職業紹介事業者の事業報告書の提出
- ⑱ 無料職業紹介事業者の事業報告書の提出

その他、特別の法人の行う無料職業紹介事業の届出、変更の届出、廃止、事業報

告等についても電子申請に対応しています。

上記の手続については、丸数字部分を除き、e-Gov に掲示されている手続名となっているので、電子申請の際は、「e-Gov 電子申請手続検索」で上記文字列を入力して検索してください。

(3) 電子申請事前準備の流れ（「e-Gov 電子申請システムご利用ガイド」より）



(4) 電子申請届出の流れ

① e-Gov 電子申請システムにて手続検索

e-Gov 電子申請システムの手続検索より、キーワードや所管府省を指定して行政手続を検索します。

キーワード検索の際は、(2)に掲げた手続名を入力して検索してください。

② 申請書の作成・送信

▶ 申請書入力

選択した行政手続の申請書入力様式に必要な事項を入力し、書類等を添付します。

▶署名・送信

電子署名が必要とされている手続の場合、あらかじめ取得済みの電子証明書を利用して電子署名を行い、申請書を送信します。

▶到達確認

送信された申請書は、形式チェック、証明書の有効性検証等を行った後、エラーが見つからない場合に到達番号と問合せ番号を発行します。到達した申請書は、手続所管府省（職業紹介事業の場合は都道府県労働局）に転送されます。

③ 申請・届出の状況確認

▶申請書審査等

労働局では、申請者が提出した申請書について必要な審査を行います。申請書の記入内容に誤り等がある場合には、e-Gov の状況確認を通じて申請者に対して申請書の訂正を求めます。

▶申請・届出の状況確認

到達確認時に発行される到達番号と問合せ番号により、行った申請・届出の処理状況を確認できます。提出した申請書について訂正等の必要がある場合には、手続の所管府省が発する補正の求め等の内容を確認し、これに従って申請書を訂正します。